

一般社団法人ふくまち「ふくまち基金」全体支援 実施要項

1. 基金の基本理念

本基金の基本理念は、「福祉」を特定の社会的ハンデを持つ人だけを対象とするのではなく、「誰もが幸せに暮らせる社会」を実現するために協力し合うことにあります。「幸せは、みんなで作るもの」であり、「当事者だけの幸せではなく、地域の幸せ」を目指します。地域における困りごとの解決にとどまらず、**地域住民全員の幸福度を高める**ことを目的とした事業を支援し、市民が主体となる地域福祉のしくみづくりを推進します。

2. 助成の名称、総額、及び助成対象期間

項目	内容
助成名称	一般社団法人ふくまち「ふくまち基金」全体支援
助成総額（目標）	年間総額 300 万円（寄付原資）を目標とします。 *助成額は応募状況と基金造成状況により変動します。
助成金額（上限）	1件あたり 50 万円を上限とします。
助成対象期間	<p>「わたまちプラン」に基づき、地域で新たに必要とされる福祉事業の立ち上げに関する事業計画が確定した場合を条件に、助成の応募について年間を通じて申請を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請は、事業立ち上げに必要な初期費用を確保したい月の3ヶ月前まで（審査期間を考慮）として、助成対象期間は、審査会にて助成が決定された翌月から6ヶ月以内に開始する事業が対象となります。 <p>※上記は、「わたまちプラン」策定状況および助成の応募状況を見て判断し、定期募集（上半期・下半期の年2回）に移行します（事前の案内をします）。</p> <p><参考>定期募集の助成対象期間 年2回（上期・下期）の定められた募集期間において、当該期間内に開始される新規事業立ち上げの初期費用について支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤上半期：4月1日～9月30日までに開始する事業が対象。 ➤下半期：10月1日～翌年3月31日までに開始する事業が対象。

3. 応募資格（助成対象団体）

本助成に応募できる団体は、一社ふくまちの基金の目的に合致し、地域福祉の振興に寄与する事業を行う**営利を目的としない団体**とします。

区分	要件
団体の種別	非営利の団体、もしくはみなし法人で開業届を提出している団体。

	<p>※非営利団体の定義に関する補足</p> <p>本基金における「非営利団体」とは、投資家への利益最大化を目的とするのではなく、以下の要素を満たし、地域社会の課題解決や生活向上を目的とする組織を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的的非営利性: 営利の追求（株主への配当）を主目的とせず、事業を通じて得た利益（剰余金）は、団体の活動目的のために再投資することを基本とします。 ・分配の考え方: 協同組合等において、事業の利用分量や労働への寄与（従事分量）に応じて組合員に剰余金を還元することは、相互扶助を目的とした適切な運営とみなし、本助成の対象に含めません。 ・運営の民主性: 出資額の多寡によらず、参加者が主体的に運営に関わる民主的な組織であることを求めます。
事業・連携の要件	「わたまちプラン」の策定活動に参画し、計画として挙げられている福祉事業の立ち上げに取り組む団体。また地域単位で運営される「わたまちミーティング」に継続的に参画する団体。
助成対象となる新規事業の定義	<p>① 新たな事業主体（法人格等を持つ）を設立して、計画された福祉事業を立ち上げる場合。</p> <p>② 既存の地域福祉団体（ワーカーズ・コレクティブなど）が、既存事業から新たな事業の展開もしくは拡充をする場合。</p>
事業および団体の基本要件	<p>一般社団法人ふくまちは、地域住民全員の幸福度を上げることにつながる事業を支援し、市民が主体となる地域福祉のしくみづくりを推進するために、地域住民・団体のネットワークが必要と考えています。</p> <p>そのために共通する考えとして、以下の基本方針を定めています（巻末資料参照）。</p> <p>①生活クラブの福祉・たすけあい8原則</p> <p>②「生活クラブの福祉」定義・理念</p> <p>以上の方針の実現に努めることに賛同する団体が要件になります。</p> <p>その上で「わたまちプラン」に基づく福祉事業に取り組むことが基本要件になります。</p>
組織の健全性	理事（組織で呼称が異なる場合、同様の役割を担う執行体）を2人以上置き、役員会など意思決定を行うための組織について規約等に定めていること基本とします。ただし設立当初についてはこの限りではなく、事業計画において上記の基本的な考えに基づいた組織構成とする旨を明記し、めざすことを求めます。
応募件数の制限	1つの年度につき、1団体あたり応募は1件のみ可能。
他団体への同時応募	他の助成団体への同時応募も可能。ただし、他から助成を受けた場合は、同一事業・金額分は「ふくまち基金」支援の審査対象外となる。

4. 助成対象事業及び福祉事業の定義

(1) 助成対象事業の要件

本助成は、地域課題の共有・分析を経て策定された「わたまちプラン」に基づき、**地域に必要な福祉事業を新規で立ち上げるための初期費用を支援**することを目的とした支援です。

(2) 福祉事業の定義（助成対象）

本基金の対象となる「福祉事業」は、非営利市民事業に対する支援を目的にしています。「福祉活動」とは区別され、以下の定義を満たします。

項目	内容
基本定義	福祉事業の基本定義は、法令や制度に基づき、 組織的かつ継続的に 地域住民の 特定の福祉課題の解決 を目的として提供されるサービスである。これには、 継続性・安定性のある計画 に基づき、 専門的な知見や方法 を用いて 組織的かつ公的に サービスや支援を提供することが求められる。また 明確な対象、提供内容、費用、運営体制および責任体制 を定めて 実施される営利を目的としない事業 。 ※上記には、労働者協同組合に属するワーカーズ・コレクティブなどが実践する会員制度の生活支援事業も含まれます。
事業の継続性目安	事業とは持続性と日常性を伴うものであり、「継続して場を設けて営まれているもの」とし、原則として 週3日以上・1日4時間以上 の開所を定義とします。ただし初年度は事業化に向けた事業計画を提出することを条件に、 週1日以上 の開所でも応募を可とします。
居場所づくり・役割づくり事業の応募	子育て支援、介護支援、社会的孤立（貧困格差）への支援等の事業が併設され、その併設事業が「3. 応募資格（助成対象団体）」の【助成対象となる新規事業の定義】にある福祉事業に該当することが必要です。

(3) 助成対象外の事業

- ①地域住民の自発的な意思に基づき、相互扶助の精神のもと地域福祉の向上に資する非営利の取り組み。
 - ・地域サロン、見守り活動、子ども食堂など、恒常的な事業形態や組織的な責任体制の確立を主眼としない、ボランティアを中心とした活動や啓発、交流事業等は対象外になります。
- ②実際のサービス提供や支援活動を伴わない、学術研究・データ収集・アンケート調査のみを目的とした取り組み。
- ③営利を主たる目的とする事業。

5. 助成対象経費

助成金は、新規福祉事業立ち上げのために真に必要な**初期費用**を対象とします。

項目	助成対象	留意事項
人材育成費	研修費用等	人件費は含まれません。
資格取得費	事業に不可欠な資格取得費用	個人に帰属する資格については、団体としてその必要性を申請書に記入し、審査会で検討します。
広報費	事業立ち上げに関する広報活動費用	
設備費	事業効果を高める妥当性、実現可能性、有効性を伴う設備購入費	例：事業拡大のための厨房拡張。

準備のための人件費・家賃	サービス開始前の準備段階で発生する費用	サービス開始時以降は対象外です。
地域のファンド形成のための資金	地域の資金調達の仕組みを構築するための費用	
講師料	研修会、学習会等の講師謝金	上限5万円までとします。

6. 応募方法と提出書類

(1) 応募期間

通年で応募を受け付けます。事業立ち上げの初期費用が必要となる時期の3ヶ月前を目安に、所定の書類を提出してください。

(2) 提出書類

所定の応募用紙に記入し、以下の書類を提出してください。

- ①所定の応募用紙（「わたまちプラン」の内容およびプランにおける福祉事業の明記）。「わたまちプラン」を資料として添付する。
- ②団体の定款、規約、または運営規約等。
- ③直近の総会議案書（事業報告書・収支決算書を含む）。
- ④応募事業に関する複数年にわたる事業計画書（必須）。
- ⑤収支予算書に添付する見積書など、金額の根拠が明確になるもの。

7. 審査及び決定方法

(1) 審査体制

一社ふくまち内に設置する**審査会**が、応募書類、プレゼンテーション、および審議に基づいて助成団体の決定を行います。審査員は、生活クラブのたすけあい政策委員会9名（ブロック役員6名、担当理事3名）、ブロック会議6名（各ブロック1名）、運動グループ5団体（各団体1名）＋ふくまち理事会1名で構成します。

・公平・公正な審査を実施するため、必要に応じて、外部有識者を審査会メンバーに加えます。

(2) 審査への寄付者の参加

寄付者投票制度を設け、応募のあった福祉事業に寄付者が**直接投票**できるしくみをつくり、その結果を審査会の審査に反映します。これにより、寄付者のニーズの動向を「見える化」し、継続的な支援者の参加を促進します。

(3) 決定通知

審査・決定後、結果は応募団体に通知されます。審査の結果によって、助成金の応募額から減額して助成する場合があります。

8. 助成金交付と報告義務

(1) 助成金交付

助成金の支払いは、決定後、当該団体と確認のうえ日取りを決め、銀行口座等に振り込みます。

(2) 報告義務と公開

- ・助成対象事業の**中間報告書**（進捗状況の点検）と、事業終了時に**期末報告書**（助成金の使用に関する収支決算を含む）の提出が必須です。
 - 中間報告：助成金支払い月から6ヶ月後に、所定の「中間報告書」を提出してください。
 - 期末報告書：助成金支払い月より1年後に、所定の「期末報告書」を提出してください。
- ・未使用金額がある場合は返却していただきます。
- ・報告書の内容は、寄付者への報告とともに**公開**することを原則とします。

(3) 広報協力

- ・助成金により購入した備品や制作物への「ふくまち基金」の助成を受けた旨の表示を必ず明記してください。また新規で立ち上げられた福祉事業について、助成活動中は団体のWEBサイトや広報物に「ふくまち基金」の助成を受けていることについて広報協力をお願いします。
 - 備品や制作物への表示：「この〇〇は、一般社団法人ふくまち『ふくまち基金』の助成金を活用しています。」
 - 助成活動中の団体広報：「一般社団法人ふくまちの『ふくまち基金』から助成を受けています。」等の文言による広報協力。
- ・助成が決定した場合、当基金の広報等を目的とした取材や写真提供等をお願いする場合はご協力をお願いします。

【巻末資料】 生活クラブがめざす福祉

一般社団法人ふくまちは、地域住民全員の幸福度を上げることにつながる事業を支援し、市民が主体となる地域福祉のしくみづくりを推進するためには、地域住民・団体のネットワークが必要と考えています。そのために共通する考えとして、「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」『生活クラブの福祉』の定義・理念」を掲げています。

「ふくまち基金」は、上記の考えに賛同し、連携してともに「誰もが幸せに暮らせる社会」の実現をめざす団体を支援するための取り組みです。

【生活クラブの福祉・たすけあい8原則】

誰もが当事者として自己決定にもとづいて生きるしくみを積み重ねてきたことは生活クラブが誇るべき特徴です。この強みを各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして、「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」を定めます。

1. 多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、対等につながり、よろこびを分かち合える社会をめざします。

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）、性差や年齢、特徴にかかわらず、誰もが潜在能力を発揮でき、出番をもってつながりあう社会をめざし、サステイナブル（持続可能性）に取り組みます。

2. 尊厳の尊重

生まれた時から最期の日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域をつくります。

その人がどういう暮らしを望んでいるのか、この先の人生をどう過ごしていきたいのか、それ

をよく理解して、大切にしたい。学び、住まい、居場所がある安心の地域づくりをすすめます。住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きるために。

3. 参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を地域全体の課題と考え、お互いにたすけあう参加型のしくみをつくれます。

コミュニティ中心の参加型社会は、人びとが、自分たち自身の誇りをもって生きる基盤につながります。共済や寄付もお金に託して参加するたすけあいです。

4. 働きがいのある人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、社会を豊かにする多様な働き方・働く場をつくれます。

安心して一生暮らしていける、働きがい、やりがいを見いだせ、自らの知識、能力、技能が伸ばせる仕事「ディーセントワーク」をめざします。だれもが仕事にアプローチできるしくみをつくれます。

5. 居場所づくり・役割づくり

あらゆる人が、心おだやかに楽しく過ごせる居場所づくり・役割づくりをすすめます。

地域や近隣のひととの接点をもつことで“ふれあい”が生まれます。誰もが抱く願いは、元気で生きがいを持ち、住みなれた地域で、自分らしく暮らすことです。何度でも再チャレンジできる社会づくりをめざします。

6. 子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、地域全体で、子ども支援・親支援に取り組みます。

子どもは生まれてくる環境を選べません。子どもたちが心身ともにすこやかに育つ社会、安心して子どもを育てることができる社会にしたい。

7. 介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、安心して毎日を過ごせるようサポートします。

介護生活、それは長い道だから… 悩みを話し合い、人生最期の日まで尊厳をもてるようなケアをめざします。

8. 社会的孤立への支援

貧困と孤立を見逃さず、寄り添い、伴走することで自立を後押しします。

人は生きてると、いろいろな困ったことに出会います。みんなでたすけあうことで、社会的孤立から抜け出せます。

生活クラブ共済連総会 2016年6月（最新改定2019年5月）

【「生活クラブの福祉」の定義・理念】

・私たちは「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして定めた『生活クラブの福祉・たすけあい8原則』に基づいて、生活クラブ生協埼玉がめざす福祉を以下に定めます。

【定義】

・私たちは、子育て・介護・社会的孤立など様々な問題を地域全体の課題と考え、解決を目的に地域住民・団体と連携して参加型福祉に取り組むことで、生まれた時から最期の一日まで、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域を実現します。

【理念】

①様々な地域課題に対して、生活クラブ、運動グループ、地域住民・団体が連携するために、その

地域に必要な機能やしきみについて協議し、『福祉によるまちづくり計画』によって地域構想をまとめて共通認識を共有します。

- ②『福祉によるまちづくり計画』は、エッコロ制度で実践している「お互いさまのたすけあい」を基盤にして、多様な参加のしきみをつくることで地域住民の参加型福祉によって実現します。
- ③「不安（子育て・介護・高齢・障がい・病気になっても）を感じない地域」また「生活の場を広げられる生きがいを感じられる地域」の実現をめざします（1999年度「福祉政策答申」より）。
- ④困ったことが起きたときお互いにたすけたり、たすけられたりする相互扶助のしきみや機能が地域にたくさんあり、地域に住んでいる誰もが利用者や担い手となる「新しい公共」を創り出していくことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします（2004年度「第4次中期計画福祉方針」より）。